◎新潟県告示第536号

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和２年４月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和２年１月10日	久保　辰彦	第7169号	死亡
令和２年１月24日	星　光章	第5291号	死亡
令和２年１月24日	野水　幸夫	第6477号	死亡
令和２年２月14日	阿部　岩夫	第5229号	申請
令和２年３月13日	長谷川　芳司	第5785号	死亡